

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書

縦覧場所

縦覧期間：平成16年4月28日（水）から
平成16年6月2日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間：午前 9時から
午後 5時まで

那覇防衛施設局

縦覧される方へのお願い

- 1 縦覧中の環境影響評価方法書は、縦覧場所から持ち出したり破損しないよう取扱いには気を付けてください。
- 2 意見書の様式は、特に定められておりませんが、意見書には環境影響評価法施行規則第四条の規定に基づいて次の事項を記載してください。
なお、記載にあたっては(記載例)を参考にしてください。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見
- 3 意見書は、平成16年6月16日(水)までに、那覇防衛施設局3階第1入札室まで直接持参頂くか、若しくは次の提出先まで郵送(当日消印有効)をお願いいたします。

〒900-8574

那覇市前島3丁目25番1号

那覇防衛施設局建設部建設企画課

- 4 方法書のコピーを希望する方は、那覇防衛施設局総務部広報室まで問い合わせ下さい。(TEL098-868-0174(内線238))

以上

(記載例)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響
評価方法書に対する意見書

平成 年 月 日

〒
(住所)

(氏名)

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次の通り意見を提出する。

意見の項目	意見の内容及びその理由 (日本語)

(意見の項目の例)

大気環境、水環境、土壌に係る環境、その他の環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他

備考

1. 意見書：住所、氏名等は必ず記入してください。なお、1枚に記入しきれない場合は複数枚ご使用ください。その際は意見書右上にページをふり、2枚目以降にも住所、氏名等をご記入願います。